

寒川総合図書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月21日

寒川町教育委員会教育長 大澤 文雄

寒川町教育委員会規則第 4 号

寒川総合図書館管理運営規則の一部を改正する規則

寒川総合図書館管理運営規則(平成 18 年寒川町教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 3 条第 1 項第 3 号中「以内で」の次に「指定管理者(条例第 3 条第 1 項に規定する指定管理者をいう。)が」を加え、「が定める」を「の承認を得て定める」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に、「教育長が」を「指定管理者が特に」に改め、「ときは」の次に「、あらかじめ教育長及び寒川町立公民館の指定管理者(次条第 4 項において「教育長等」という。)の承認を得て」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「寒川町立公民館の使用、管理及び組織に関する規則」を「寒川町立公民館の使用及び管理に関する規則」に改め、「第 6 号」の次に「。次条第 4 項において「公民館規則」という。」を加え、「第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」を「第 3 条」に改め、同項を同条第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育長の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に、「教育長が」を「指定管理者が特に」に改め、「ときは」の次に「、あらかじめ教育長(変更後の開館時間が公民館規則第 4 条第 1 項に定める使用時間の範囲を超える場合は、教育長等)の承認を得て」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1

項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

第4条を第3条とする。

第5条中「館長」を「指定管理者」に改め、「図書資料」の次に「(図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に掲げる図書館資料をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第4条とする。

第6条第1項ただし書中「館長」を「教育長が必要と認めた者及びあらかじめ教育長の承認を得て指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項ただし書中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項ただし書中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

第13条中「ときは」の次に「、指定管理者にその旨を届け出て」を加え、同条ただし書中「館長」を「教育長」に改め、同条を第12条とする。

第14条第1項ただし書中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第15条第1項中「総合図書館」を「指定管理者」に改め、「館長」を削り、「ときは」の次に「、あらかじめ教育長の承認を得て」を加え、同条第4項中「総合図書館」を「指定管理者及び教育委員会」に改め、同条を第14条とする。

第16条を第15条とする。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。